

法政大学は、教育と研究を通して社会に寄与してきた120年を超える長い伝統の上に立って、近年の新たな社会変革に対応するため、大学の知的活動の成果を積極的に社会に還元する方向を目指し、大学のいわゆる「第三の使命」を自らの課題として引き受けるものとする。21世紀の社会は、政治、経済、文化のあらゆる領域において、新たな「知」の創造、継承、活用がその発展と振興の基盤となる「知識基盤社会」になるであろうと言われる。このような変革の時代においては、情報技術の急速な発展を背景に、グローバル化が加速し、国際協調と国際競争力の重要性がますます増大するであろう。法政大学は、その中で「知」の拠点たるに相応しい大学であることを自覚的に追求し、地域社会、国際社会さらには経済社会と協力しながら、研究成果の普及及び活用を通して、大学の「社会貢献」という新たな使命に参画するものである。

1. 知的財産権への対応

大学における知的財産の権利化（以下「知財化」という。）は、大学の「第三の使命」に応える第一歩となる。これまでも、本学教職員によって無数の研究成果が生み出されてきた。しかし、それらのほとんどは知財化されることなく、学術的使命の下に公表されるだけであった。研究成果を広く世に知らせ、誰もがその成果を共有できるようにすることも、重要な社会貢献であるが、大学の「第三の使命」はそれだけでは果たし得ない。とりわけ発明等については、これを産業社会で利用、活用され得るように知財化することが不可欠であり、これによって新たな社会貢献の手段である産学連携の前提条件が整うことになる。法政大学は、このような認識の下に、産学連携マネジメント体制に付帯する知的財産マネジメントの構築に向けて、「法政大学職務発明等に関する規程」を制定し、教職員と大学の協力関係に基づく知的成果の知財化とその管理運営を扱う。

これにより、教職員が研究成果を公表した場合に、第三者によるその独占的な知財化を許したり、それらが発明者の意図とは異なる方向に利用又は応用されるような危険を未然に防ぐことができる。また大学は、発明者である教職員の権利と発明者が当然の報酬として受けるべき利益の保護に配慮し、それが適切な運用によって研究環境の基盤に還元され、新たな知の創造のための資本となるように支援する。企業にとっては、法政大学のこのような取組みが、産学連携を容易にし、充実した共同研究とそれに基づく生産活動を保証するものとなるはずである。

2. 利益相反・責務相反への対応

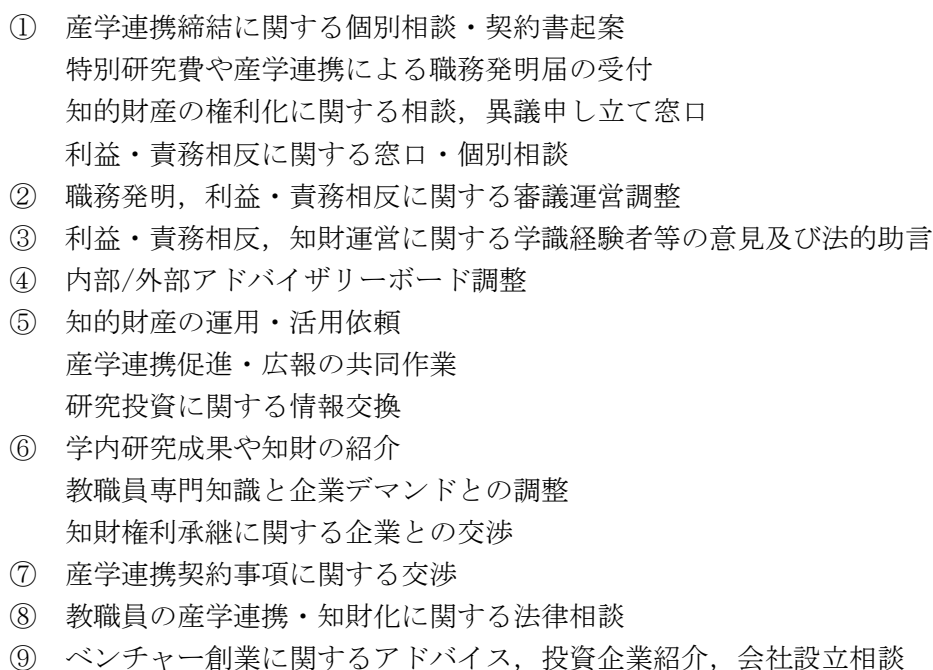
「第三の使命」としての社会貢献を推進する上で、教職員の積極的な学外活動は不可避となる。この結果、国の内外における学外組織との共同研究や企業運営に係わることで生じる利益や負うことになる義務と、大学の教職員としての教育研究に対する責務との両立問題、すなわち利益相反・責務相反の問題がしばしば発生すると予想される。大学の使命を全うするためには、このような利益相反・責務相反を未然に防止し、かつ発生した相反行為を解決するためのルールを設けて、円滑な調整を行わなければならない。法政大学は、このような利益相反・責務相反のマネジメントに関わる公正なルールを、「法政大学利益・責務相反規程」として学内及び学外に明示する。

規程に盛り込まれる主な体制は、利益・責務相反委員会の設置、ガイドラインの策定、利益・責務相反行為の関係者に対する是正勧告、指導、助言等である。その他にも、アドバイザリー機関の設置、産学連携対象者に対するモニタリング（自己申告書の作成・提出）、ヒアリングの制度化等が予定されている。これらにより、大学における職務と外部活動とが適切な両立性を保って遂行されることを期待できる。

3. 産学連携マネジメントの構成（支援体制と組織）

以上のような観点から、法政大学は、これまでの伝統に従った教育・研究機能の充実とともに、今後は新たな知的創造サイクルの構築に取り組むことによって、リーディングユニヴァーシティとして、知的基盤社会における使命、役割を果たして行くものとする。

そのために、下図に示すような産学連携マネジメント体制の構築と運営を行う。それぞれの組織（機能）間の連携及びそれぞれの役割は次のようになる。



以上